

## 日本語学習者の会話文における助詞「は」の誤用について

伊藤 俊一

情報教育講座

### Inappropriate Use of Japanese Postpositional Particle “Wa” by Non-native Speakers

Toshikazu ITO

Department of Information Sciences, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

#### I. はじめに

「外国人児童生徒等教育の現状と課題」という文部科学省総合教育政策局国際教育課（2021）の資料によると、日本語指導が必要な児童生徒が10年間で1.5倍に増えている。同資料では、日本語指導が必要な児童生徒の母語や、日常的に主として使用する言語が多様化している現状も報告されている。このような現状から、日本語学習者が効率的に日本語を習得できる環境を整備することが急がれている。

上村（2003）は、日本語学習者の誤用が多く認められる文中の要素の一つとして、助詞を挙げている。このことは、助詞の適切な使用が、日本語習得の大きな難関の一つとなっていることを示している。

本研究では、日本語学習者の会話文にしばしば現れる助詞「は」の不適切な使用に着目する。助詞「は」の不適切な使用が、どのような状況において発生しやすいのかを分析することで、日本語習得において生じている問題の一端を明らかにすることを目的とする。

助詞「は」は係助詞の一つに分類され、主題、すなわち、「基本的に文頭にあって、その文が何について述べるものかを示す」（庵 2020）という役割を担うものとされている。一方、助詞「が」は格助詞の一つに分類され、主語、すなわち、「動作、出来事、存在、状態、属性などの主（ぬし）」（庵 2020）を表すものとされている。主語は通常「が」によって表されるが、主語が同時に文全体の主題という役割を担っている場合には、格助詞「が」に代えて係助詞「は」が用いられることになる。係助詞「は」は、主語以外の要素が主題となる場合にも用いられるので、「が」以外の格助詞に代えて用いられることもある。

このように、「は」と「が」の使い分けは一見すると複雑であるかのようにも思われる。しかし、庵（2018, 2020）は、主語に対する「は」と「が」の使い分けに

は比較的シンプルなルールが存在しており、そのルールを日本語学習者に習得させること自体は、それほど難しいものではないことを主張している。

庵（2018）がまとめた主語に対する「は」と「が」の使い分けのルールは、要約すると、次の通りである。

- a. 「が／けど」節と「し」節では「は」、それ以外の従属節（名詞修飾節を含む）では「が」を使う。
- b. 単文（および主節）では、以下の3つの条件が満たされる場合のみ「が」、それ以外の場合は「は」を使う。この場合「が」は中立叙述（久野 1973）と解釈される。

条件1：主語が3人称である。

条件2：述語が動詞で、actual tenseを持つ肯定形である。

条件3：主語がそのテキストに初出である。

- c. 単文（および主節）で、bから「は」を使うべきところで「が」を使うとその「が」は総記（久野 1973）と解釈される。

このルールにおいては、まず、文中で主語が置かれている位置によって「従属節（名詞修飾節を含む）」と「単文（および主節）」とに大きく場合分けがなされている。ここで言う「従属節（名詞修飾節を含む）」とは、主節とは異なる独自の主語を持つ従属節のことを指している点を、念のため、補足しておく。従属節が主節と共通の主語を持つ場合には、従属節の主語は結局のところ主節の述部に係ることになり、その場合は、このルールにおいては「単文（および主節）」の主語として場合分けされることになるからである。この点を明確にするため、本稿では、庵（2020）に倣って、主節とは異なる独自の主語を持つ従属節における主語のことを「従属節だけの主語」と呼ぶことにする。

庵（2018）のルールの重要なポイントは、次の通りである。まず、aでは、「従属節だけの主語」における特別な例外（「が／けど」節と「し」節）を示した

うえで、それ以外の場合には全て「が」が用いられることを定めている。同様に、bでは、「単文（および主節）の主語」における特別な例外（条件1, 2, 3）を示したうえで、それ以外の場合には全て「は」が用いられることを定めている。すなわち、「従属節だけの主語」においては「が」が無標（unmarked）として扱われ、特別な事情が存在しない限り「が」を用いることがふさわしいとされているのである。同様に、「単文（および主節）の主語」においては「は」が無標（unmarked）として扱われ、特別な事情が存在しない限り「は」を用いることがふさわしいとされている。このように、「は」と「が」の使い分けは、いわば「従属節には「が」を、単文（および主節）には「は」を使え」という比較的シンプルなルールによって大部分を記述することができるというのが庵（2018, 2020）の主張である。

この「従属節には「が」を、単文（および主節）には「は」を使え」という比較的シンプルなルールを日本語学習者に習得させること自体は、それほど難しいものではないと仮定したとしても、現状において、日本語学習者が実際にそれを習得し、日常会話において適切に運用することができているか否かは、また別問題である。本研究では、日本語学習者の実際の発話において、助詞「は」がどのように誤用される傾向にあるかを調査する。そのことにより、日本語学習者による「は」と「が」の使い分けの習得において、どのような場面で、どのような問題が生じているのかについて詳しく考察することを試みる。

## II. 方法

### 材料

日本語学習者の発話データを収集するためのコーパスとして、国立国語研究所が開発したI-JAS（多言語母語の日本語学習者横断コーパス：International Corpus of Japanese as a Second Language）を使用した。I-JASには様々な環境で日本語を学習している話者の発話データが蓄積されている。I-JASにおいて、話者は次のように分類されている。

「海外にて日本語教室に通っている話者」

「日本にて日本語教室に通っている話者」

「日本在住ではあるが日本語教室に通っていない話者」

「日本在住であり日本語が母語である話者」

本研究では、これらのうち、「日本にて日本語教室に通っている話者」23名、および、「日本在住ではあるが日本語教室に通っていない話者」23名について、ストーリーテリングを遂行する際の発話を書き起こしたものを発話データとし、分析の対象とした。

ストーリーテリングとは、ストーリーの流れをイラストのみで示したのを見ながら、話者がそのストー

リーを説明していく課題である。ただし、登場する人や物の名前など、最低限の情報はイラストとともに言語的に提示された。

本研究で分析の対象としたストーリーは次の2種類であった。

ストーリー1：

- ① ケンとマリはピクニックに行くためにサンドイッチを作った。
- ② 二人が行き先を決めるために地図を見ていると、サンドイッチのバスケットの中に犬が入ってしまった。
- ③ 二人は公園に来た。
- ④ サンドイッチを食べるためにバスケットを開けると、犬が飛び出したので、二人はびっくりした。
- ⑤ バスケットの中を見ると、中に入っていた食べ物の全てを犬に食べられてしまっていた。

ストーリー2：

- ① ケンは夜中に帰宅したが、家の鍵を持っていくことを忘れていたことに気づいた。
- ② 二階で寝ているマリに気づいてもらうために叫んだが、マリは起きなかった。
- ③ ケンはハシゴを使って二階の窓から入ろうとした。
- ④ しかし、ちょうど警官が来てしまい、呼び止められてしまった。
- ⑤ 警察官に事情を話していたら、マリが気づいてくれたため、警官も理解してくれた。

本研究では、発話者46名のそれぞれが2種類のストーリーについて行なったストーリーテリングの発話データ全てを分析の対象とした。すなわち、計92個のストーリーテリング・データを用いたことになる。

### 調査協力者

日本語を母語とする大学生5名であった。

### 手続き

92個のストーリーテリング・データのそれぞれについて、調査協力者のうち1名が、最初の修正者として、次の教示のもと、各文の修正を行なった。

「日本語として違和感がないように、一文ずつ修正してください。ただし、修正は日本語としての違和感をなくすのに必要な最小限のものに留め、使用されている単語や文の構造は、なるべく元の文のものを残しながら修正してください。」

その後、別の調査協力者1名が、元の文章と最初の修正者によって修正された文章を読み比べ、修正に異議がある文を抜き出した。修正に異議があった文については、最初の修正者と協議した上で、合議のもとで最終的な修正文として確定させた。

それぞれのストーリーテリング・データに対して割り当てる2名の修正者についてはカウンターバランスされた。

## III. 結果と考察

全92個のストーリーテリング・データの中で、主語に対して用いられた「は」の出現頻度は計242件であった。それらのうち、調査協力者によって「が」に修正されたものが44件、修正されずにそのまま容認されたものが198件であった。すなわち、日本語学習者が主語に対して用いた「は」のうち18.2%が「が」に修正されたことになる。

この18.2%という値は、誤用率として捉えた場合には、それほど高いものではないかもしれない。しかし、「は」が用いられた主語の文中での位置によって、それが修正の対象となる比率には大きな差が生じることが確認されたため、以下では、従属節だけの主語に用いられた「は」と、単文（および主節）の主語に用いられた「は」に場合分けした上で、それぞれの「は」が日本語を母語とする話者によってどのように判定されたかをさらに詳細に分析することにする（Table 1 参照）。

## 従属節だけの主語に用いられた「は」

従属節だけの主語に用いられた「は」は35件であった。そのうち、「が」に修正されたものが18件、修正されずにそのまま容認されたものが17件であった。すなわち、従属節だけの主語に用いられた「は」のうち51.4%が「が」に修正されたことになる。このことは、日本語学習者が従属節だけの主語に用いる「は」のうち、半数以上が日本語を母語とする話者にとって違和感を覚えるものになってしまっていることを意味する。

そもそも、庵（2018, 2020）が述べているように従属節だけの主語に対しては「が」が無標（unmarked）であることから、特別な例外を除いては「は」を用いないというルールさえ獲得できていれば、上述の51.4%の修正は避けられたと考えられる。しかしなが

ら、実際には、そのルールの習得が十分にはなされていないことを示唆する結果となった。

文 (a) は、従属節だけの主語に用いられた「は」が修正された例である。

- (a) ケンさん【は】バスケットを開けると、犬が飛び出しました。  
(→【が】に修正された。)

一方、従属節だけの主語に用いられた「は」の中で修正されずにそのまま容認された17件のうち、庵（2018）の言う特別な例外に該当すると考えられるものは、「が／けど」節が6件、「し」節が4件であった。

文 (b) は「が／けど」節の主語に用いられた「は」が、文 (c) は「し」節の主語に用いられた「は」が、それぞれ容認された例である。

- (b) ケンさん【は】家のチャイムを鳴らしたんですけど、マリさんは起きませんでした。  
(→【は】が容認された。)

- (c) マリさん【は】警官にうちの人だと話して、警察は「今後気をつけてください」と言いました。  
(→【は】が容認された。)

従属節だけの主語に用いられた「は」の中で容認された17件のうち、残りの7件は、南（1973）による従属節の分類においてC類に含まれるとされるカラ節に該当するものであった。文 (d) は、その1例である。

- (d) マリさん【は】寝ていたから、ケンさんはベルを鳴らすのをやめました。  
(→【は】が容認された。)

Table 1 日本語学習者の会話文において主語に用いられた「は」の判定結果

「は」が用いられた主語	判定	助詞の分類	件数
従属節だけの主語	容認	ガ節・ケレド節（C類）の「は」（南 1993）	6
		シ節・テ節（C類）の「は」（南 1993）	4
		カラ節（C類）の「は」（南 1993）	7
	「が」に修正	無標の「が」（庵 2018, 2020）	18
単文（および主節）の主語	容認	無標の「は」（庵 2018, 2020）	181
		中立叙述の「が」（久野 1973）	23
		総記の「が」（久野 1973）	3
			242



南 (1973) では、従属節はA類, B類, C類の3種類に分類されている。そして、A類よりもB類が、B類よりもC類が、共起しうる構成要素に対する制約が緩いとされている。C類に属する従属節は最も制約が緩いため、A類, B類とは異なり、例えば、従属節だけの主語に「は」を用いることも容認されるということが指摘されている。南 (1973) の分類におけるC類には、上述のカラ節のほか、ガ節・ケレド節、および、シ節・テ節が含まれている。これらは、庵 (2018) において、従属節だけの主語に「は」を用いることが容認される特別な例外として挙げられている「が／けど」節、および、「し」節にそれぞれ対応する従属節だと考えられる。これらのことから、従属節だけの主語に「は」を用いることが容認される特別な例外には、庵 (2018) における「が／けど」節、「し」節に加えて、南 (1973) の言うカラ節も含めることができよう。すなわち、C類に属する従属節においては「は」を用いることも容認され得るが、それ以外の場合には「が」を用いるのがふさわしいというルールに統合することができよう。

ちなみに、南 (1973) が述べているようにC類の従属節において共起しうる構成要素に対する制約が緩いことの理由を、益岡 (1997) は「従属節の従属度」という考え方を取り入れて説明している。要約すると、従属節が主節に従属する程度が低いほど、従属節は独立した文と同等の性質を持つようになるという考え方である。例えば、C類の従属節は、主節に従属する程度が低いいため、主節とは異なる独自の主題を持つことも可能である。それゆえに、主題を表す助詞「は」を従属節で用いることも容認され得るというわけである。益岡 (1997) の言う「従属節の従属度」と同様の考えを、庵 (2018) は「文らしさ (sentencehood)」という用語を用いて説明している。すなわち、「従属節の従属度」が低いほど、「文らしさ (sentencehood)」が高い従属節であると言える。

いずれにしても、従属節だけの主語において「は」を用いることが容認されるのは、その従属節が従属性の最も低いC類に該当するという特別な場合のみに限られ、その他の多くの場合には「は」を避けて「が」を用いるのがふさわしいところであるにも関わらず、日本語学習者は「は」をいわば過度に濫用することによって、日本語を母語とする話者にとっては違和感を覚える表現を産出してしまっているという現状を示唆する結果が得られたと言えよう。

単文 (および主節) の主語に用いられた「は」

単文 (および主節) の主語に用いられた「は」は207件であった。これらのうち、「が」に修正されたものが26件、修正されずにそのまま容認されたものが181件であった。すなわち、単文 (および主節) の

主語に用いられた「は」のうち12.6%が「が」に修正されたことになる。

従属節だけの主語に用いられた「は」のうち「が」に修正されたものが51.4%と半数を超えていたのに比べると、単文 (および主節) の主語に用いられた「は」のうち12.6%しか修正の対象とならなかったことは、誤用がかなり低い比率に抑えられたことを示している。

このことは、日本語学習者が、単文 (および主節) の主語においては「は」が無標 (unmarked) (庵 2018, 2020) であり、通常は「は」を選択すれば問題が生じにくいことを認識していることを示唆する。

文 (e) は単文の主語に用いられた「は」が、文 (f) は主節と従属節に共通する主語に用いられた「は」が、それぞれ容認された例である。

(e) ケンさん【は】驚きました。

(→【は】が容認された。)

(f) ケンさん【は】残業をして、夜中に帰りました。

(→【は】が容認された。)

一方、比率としては12.6%という低い値ではあったにせよ、「が」に修正された「は」も存在していて、それらは全て、庵 (2018) の「は」と「が」の使い分けのルールb.で言及されていた中立叙述 (久野 1973) か、あるいは、c.で言及されていた総記 (久野 1973) の意味で解釈可能なものであると考えられた。

中立叙述として解釈可能なものは23件であった。文 (g) は、その1例である。

(g) ケースの蓋を開けたとき、突然、犬【は】箱から飛び出しました。

(→【が】に修正された。)

総記として解釈可能なものは3件であった。文 (h) は、その1例である。

(h) 準備したサンドイッチとりんごを全部犬【は】食べました。

(→【が】に修正された。)

これらのことから、日本語学習者が、単文 (および主節) の主語においては「は」が無標 (unmarked) (庵 2018, 2020) であることを理解しながらも、有標 (marked) としての「が」が用いられる状況、すなわち、特別な例外としての中立叙述、総記の意味を識別するまでには至っていないことが示唆された。ただし、有標 (marked) としての「が」が用いられる状況は、例外的であるがゆえに、無標 (unmarked) としての「は」が用いられる状況よりも出現する頻度が低いため、修

正が必要な「は」の比率は低い値（12.6%）に抑えられているということができよう。

#### IV. 総合的考察

本研究では、日本語学習者が助詞「は」を主語に用いる際に、特に、主節とは異なる独自の主語を持つ従属節において、高い比率で不適切な用い方をしてしまうことが確認された。すなわち、従属節だけの主語に対しては、多くの場合、係助詞「は」を付加することなく格助詞「が」をそのまま用いるのがふさわしいのにも関わらず、日本語学習者が無用に「は」を付加してしまうという傾向が認められた。

従属節だけの主語に対して、多くの場合、係助詞「は」を付加することなく格助詞「が」をそのまま用いるのがふさわしいことの理由として、言語学的には、先に言及した通り、従属節が主節に強く従属する性質を持つものであることが挙げられる（庵 2018, 益岡 1997, 南 1973）。主節に対する従属度が高い従属節は、それ自体が文全体の主題となることはなく、むしろ、主題は主節の側に存在することになる。そのため、主題を表す役割を担っている係助詞「は」は主節にこそ用いるのがふさわしく、逆に、従属節に用いるのはふさわしくないということになる。ただし、例外的に従属節の従属度が十分に低い場合に限っては、すなわち、南（1973）の分類におけるC類の従属節に限っては、従属節が主節とは別の独立した主題を持つことが可能であるため、係助詞「は」を従属節で用いることも例外的に容認されることとなる。

従属節における「は」の使用について言語学的に解説するならば上記のような説明になるであろうが、日本語学習者にとって、このような言語学的な理由付けは難解に過ぎると考えられる。むしろ、日本語学習者にとっては、庵（2018, 2020）に倣って、「従属節では、なるべく「は」を使うな」というようなシンプルなルールとして習得させることのほうがより現実的であると考えられる。

言語学的な理由付けは別として、結論だけを示すと「従属節では、なるべく「は」を使うな」というシンプルなルールを習得させることで済みそうな状況であ

るにも関わらず、なぜ日本語学習者は、従属節だけの主語に対して無用に「は」を用いてしまいがちなのであろうか。その一つの原因として考えられるのは、単文（および主節）の主語に「は」が用いられ、なおかつ、それが正しい用法として容認される頻度の高さである。本研究の結果においても、日本語学習者が主語に対して用いた「は」の総数242件のうち181件、すなわち全体の74.8%を占める「は」は、単文（および主節）の主語に用いられ、なおかつ、日本語を母語とする話者によって容認されている。本研究の結果に限らず、日常的にも高い頻度で起きていると思われる単文（および主節）の主語における「は」の使用の成功体験が、従属節だけの主語に対しても、いわば学習の過般化（overgeneralization）を生じさせ、ひいては、主節と従属節の区別なく「主語には、とりあえず「は」を使え」という、「は」の濫用を招く不適切なルールを知らず知らずのうちに習得させてしまうことに繋がったのかもしれない。

いずれにしても、従属節だけの主語に対する「は」の不適切な使用が、日本語学習者において高い確率で起きていることを、本研究の結果は明らかにした。この状況を打開するためには、いま一度、「従属節では、なるべく「は」を使うな」というルールに焦点を当てて、日本語学習者に確実に習得させることが重要であると考えられる。

#### 文 献

- 庵功雄（2018）「は」と「が」の新しい捉え方についての一考察：「は」と「が」はこんなに簡単だった 一橋日本語教育研究, 6, 1-10.
- 庵功雄（2020）「は」と「が」の使い分けを学習者に伝えるための試み - 「主語」に基づくアプローチ 言語文化, 57, 25-41.
- 久野暲（1973）日本文法研究 大修館書店
- 益岡隆志（1997）複文 くろしお出版
- 南不二男（1993）現代日本語文法の輪郭 大修館書店
- 文部科学省総合教育政策局国際教育課（2021）外国人児童生徒等教育の現状と課題 文部科学省
- 上村文子（2003）第二言語の文法習得 — 格助詞二を中心として 熊本大学言語学論集「ありあけ」, 2, 151-170.

（2022年9月2日受理）